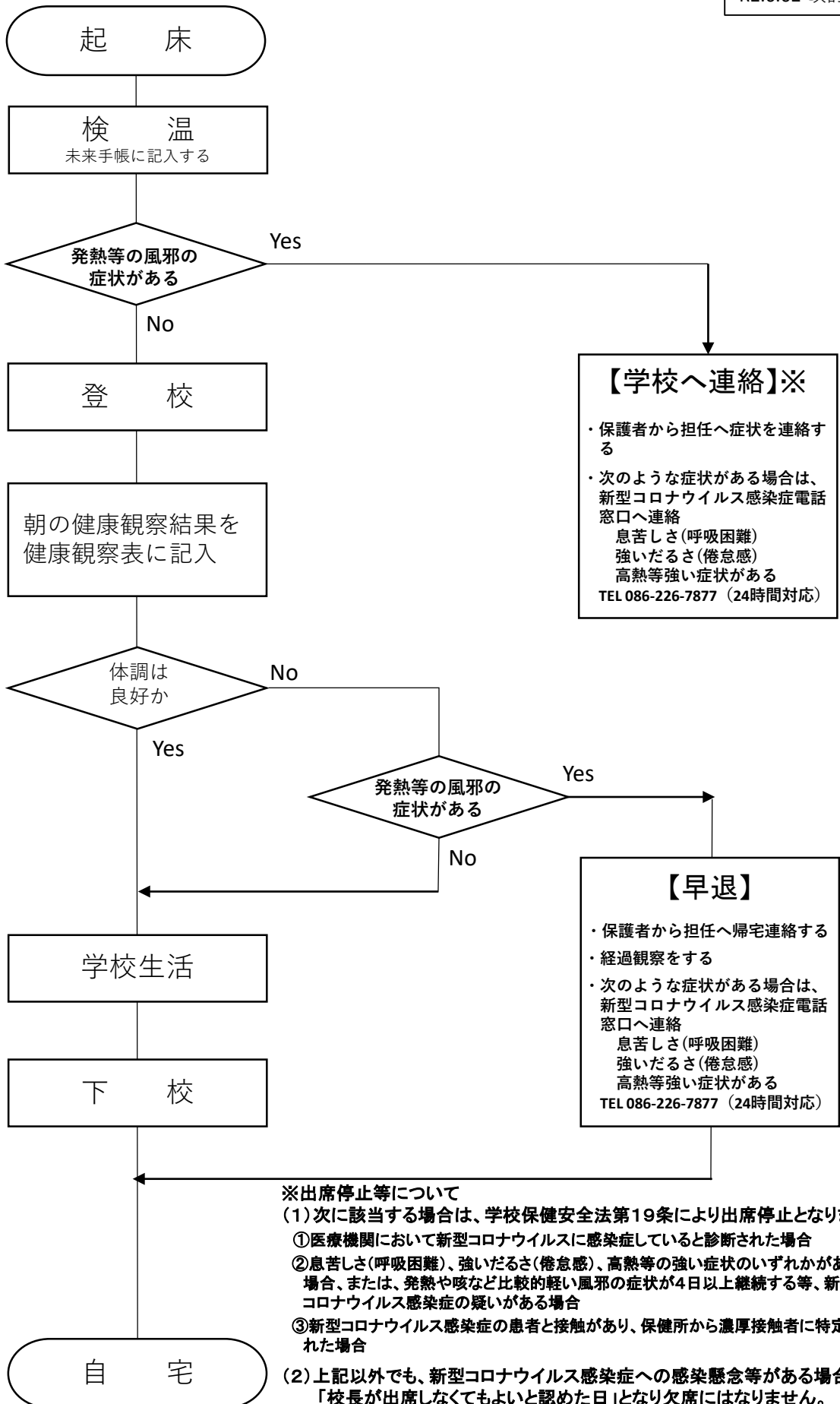


新型コロナウイルス感染拡大予防に係る  
健康観察の手順について

R2. 4. 1  
R2. 4.10  
R2.5.25  
R2.6.02 改訂



※出席停止等について

(1)次に該当する場合は、学校保健安全法第19条により出席停止となります。

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染症していると診断された場合
- ②息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、または、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上継続する等、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合
- ③新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

(2)上記以外でも、新型コロナウイルス感染症への感染懸念等がある場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」となり欠席にはなりません。但し、家庭学習願を提出のこと。